

8 政令別表第1(7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

省令第1条の3第1項(表)

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

算定要素の定義

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。